

法令適用事前確認手続
照会書

電 原 運 第 5 3 号
平成22年11月22日

原子力発電安全審査課長 殿

広島市中区小町4番33号
中国電力株式会社
取締役社長 山下 隆



下記について、照会をします。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。また、照会対象法令（条項）の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合には、照会者名が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第1項

2. 実現しようとする自己の事業活動に係る具体的な行為

当社所有の島根原子力発電所では、現在、A～C棟固体廃棄物貯蔵所3棟を有しており、今後新設を計画しているD棟固体廃棄物貯蔵所については、既に原子炉設置変更許可を受けている3号炉原子炉建物の北西側に設置することとしているが、以下の内容を変更する。

- (1) D棟固体廃棄物貯蔵所の設置位置を3号炉原子炉建物の北西側から南西側に変更する。
- (2) D棟固体廃棄物貯蔵所内に貯蔵保管する能力は変更せず、建屋床面積を増床する。

当該行為は、原子炉設置変更許可を得た後、発電所敷地内の建物配置について、3号炉営業運転開始後の運用を考慮し、発電所敷地の全体的な有効利用の観点から社内で見直しを行った結果、D棟固体廃棄物貯蔵所を原子炉設置変更許可申請書に記載していた3号炉原子炉建物の北西側から南西側に設置位置を変更するものである。

また、D棟固体廃棄物貯蔵所内のドラム缶保管状況確認のための点検通路の確保、トラック進入エリアの拡張および現在A棟固体廃棄物貯蔵所に設置しているドラム缶の表面汚染密度や表面線量当量率等を測定する検査装置をD棟固体廃棄物貯蔵所に移設するために建屋床面積を約1,700㎡から約2,400㎡に増床する。貯蔵保管する能力については2000ドラム缶約10,000本相当分とし、変更は行わない。

3. 当該行為と照会対象法令（条項）の規定との関係についての自己の見解

原子炉設置者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、法第23条第2項第二号から第五号まで又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければならない。

前項2. で実現しようとしているD棟固体廃棄物貯蔵所の設置位置および建屋床面積の増床を実施するにあたり、該当する法第23条第2項第二号から第五号までおよび第八号について検討したが、以下の自己の見解から変更には該当せず、法第26条第1項の規定に基づく許可を受けることは不要と考える。

(自己の見解)

今回の変更は、添付参考図（第2図）、添付書類六（第1.1-1図、第2.3-1図）、添付書類八（2.4.7、第2.2-12図、第2.3-1図、第10.3-1表）、添付書類九（第2.1-1図）のD棟固体廃棄物貯蔵所の設置位置及び床面積のみ変更するものであり、原子炉設置許可申請書の本文、添付書類十に変更はなく、また添付書類六、添付書類八および添付書類九の設計、評価内容を変更するものではない。

D棟固体廃棄物貯蔵所の設置位置の変更に伴う平常運転時における敷地境界の直接線量およびスカイシャイン線量は、2号炉排気筒の西北西地点が最大で約 $34\mu\text{Gy/y}$ （変更前も同地点が最大で約 $23\mu\text{Gy/y}$ ）であり、「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について」において安全審査に際して評価する必要はないと記載される「空気カーマで年間 $50\mu\text{Gy}$ 程度」を下回る設計である。

したがって、今回の変更は平常時被ばくや安全解析結果に有意な影響を与えるものではなく、原子炉設置変更許可申請が必要な変更には該当しないと考える。

添付資料－1 D棟固体廃棄物貯蔵所の設置位置の変更

添付資料－2 D棟固体廃棄物貯蔵所の建物サイズの変更

添付資料－3 平常運転時における直接線量およびスカイシャイン線量について（評価結果）

4. 公表の遅延の希望

なし

5. 連絡先〈非公開〉

D棟固体廃棄物貯蔵所の設置位置の変更

(朱記は変更箇所)

変 更 前	変 更 後	備 考
		【添付参考図】 第2図 発電所一般配置図の変更 【添付書類六】 第1.1-1図 敷地の概況図, 第2.3-1図 気象観測設備配置図(その1)の変更 【添付書類八】 第2.3-1図 発電所一般配置図の変更 【添付書類九】 第2.1-1図 管理区域及び周辺監視区域図の変更

D棟固体廃棄物貯蔵所の設置位置の変更

(朱記は変更箇所)

変 更 前	変 更 後	備 考
2.4.7 固体廃棄物貯蔵所 ドラム缶等に詰めた固体廃棄物を貯蔵保管するため、3号炉原子炉建物の南東側に3棟（1号、2号及び3号炉共用、既設）、及び北西側に1棟（1号、2号及び3号炉共用）の鉄筋コンクリート造の固体廃棄物貯蔵所を設置する。	2.4.7 固体廃棄物貯蔵所 ドラム缶等に詰めた固体廃棄物を貯蔵保管するため、3号炉原子炉建物の南東側に3棟（1号、2号及び3号炉共用、既設）、及び南西側に1棟（1号、2号及び3号炉共用）の鉄筋コンクリート造の固体廃棄物貯蔵所を設置する。	【添付書類八】 D棟固体廃棄物貯蔵所の位置を3号炉原子炉建物の北西側から南西側に変更する。

D棟固体廃棄物貯蔵所の建物サイズの変更

(朱記は変更箇所)

変 更 前	変 更 後	備 考
地上 一階平面図 A-A断面図 D棟平断面図 第 2.2-12 図 固体廃棄物貯蔵所平断面図	D棟平断面図 A-A断面図 第 2.2-12 図 固体廃棄物貯蔵所平断面図	【添付書類八】 建屋床面積を増床する。

D棟固体廃棄物貯蔵所の建物サイズの変更

(朱記は変更箇所)

変 更 前	変 更 後	備 考
第 10.3-1 表 固体廃棄物処理系主要仕様 (8) 固体廃棄物貯蔵所 a. A 棟 (1号, 2号及び3号炉共用, 既設) 位 置 発電所敷地内 貯 蔵 能 力 約 4,500 本相当 (200 ℓ ドラム缶) 構 造 鉄筋コンクリート造 (平屋建) 面 積 約 800m² b. B 棟 (1号, 2号及び3号炉共用, 既設) 位 置 発電所敷地内 貯 蔵 能 力 約 13,000 本相当 (200 ℓ ドラム缶) 構 造 鉄筋コンクリート造 (二階建) 面 積 延約 2,200m² c. C 棟 (1号, 2号及び3号炉共用, 既設) 位 置 発電所敷地内 貯 蔵 能 力 約 18,000 本相当 (200 ℓ ドラム缶) 構 造 鉄筋コンクリート造 (二階建) 面 積 延約 2,900m² d. D 棟 (1号, 2号及び3号炉共用) 位 置 発電所敷地内 貯 蔵 能 力 約 10,000 本相当 (200 ℓ ドラム缶) 構 造 鉄筋コンクリート造 (平屋建) 面 積 約 1,700m²	第 10.3-1 表 固体廃棄物処理系主要仕様 (8) 固体廃棄物貯蔵所 a. A 棟 (1号, 2号及び3号炉共用, 既設) 位 置 発電所敷地内 貯 蔵 能 力 約 4,500 本相当 (200 ℓ ドラム缶) 構 造 鉄筋コンクリート造 (平屋建) 面 積 約 800m² b. B 棟 (1号, 2号及び3号炉共用, 既設) 位 置 発電所敷地内 貯 蔵 能 力 約 13,000 本相当 (200 ℓ ドラム缶) 構 造 鉄筋コンクリート造 (二階建) 面 積 延約 2,200m² c. C 棟 (1号, 2号及び3号炉共用, 既設) 位 置 発電所敷地内 貯 蔵 能 力 約 18,000 本相当 (200 ℓ ドラム缶) 構 造 鉄筋コンクリート造 (二階建) 面 積 延約 2,900m² d. D 棟 (1号, 2号及び3号炉共用) 位 置 発電所敷地内 貯 蔵 能 力 約 10,000 本相当 (200 ℓ ドラム缶) 構 造 鉄筋コンクリート造 (平屋建) 面 積 約 2,400m²	【添付書類八】 建屋床面積を増床する が、貯蔵能力は変更しない。

平常運転時における直接線量およびスカイシャイン線量について
(評価結果)

単位: $\mu\text{Gy/y}$

施 設 名		2号炉排気筒の西北西の敷地境界地点	
		直接線量	スカイシャイン線量
原子炉建物	1号炉	—	≈ 0
	2号炉	—	≈ 0
	3号炉	≈ 0	≈ 0
タービン建物	1号炉	—	0.20
	2号炉	—	0.15
	3号炉	1.1(0.46)	1.6
固体廃棄物貯蔵所	A棟	≈ 0	≈ 0
	B棟	—	≈ 0
	C棟	—	≈ 0
	D棟	19(14)	11(5.9)
屋 外 タ ン ク	復水貯蔵 タンク	1号炉	—
		2号炉	—
		3号炉	≈ 0
	補助復水 貯蔵タンク	2号炉	—
		3号炉	≈ 0
	補助サージタンク		—
	処理水受入タンク		≈ 0
	トーラス水受入タンク		—
合 計		34(23)	

(注)

- ・() 内数値は島根3号炉設置許可申請の際の評価値であり、今回の評価値と差異の認められる箇所のみ記載している。
- ・計算結果が $0.05 \mu\text{Gy/y}$ 未満の場合、「 ≈ 0 」としている。
- ・直接線量で「—」としている施設は、地形によって直接線が遮られるため、考慮しない。